

別紙

諮問第1141号

答 申

1 審査会の結論

「東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表における開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月20日付けで行った同表における一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び反論書並びに意見書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 審査請求書

薬物に関する犯罪捜査は厚生労働省、都道府県、海上保安庁等において実施されているが、これらの捜査機関が行う捜査は他の事件の犯罪捜査と著しく異なるため、都民（国民）がその適切な執行を監視する必要がある。

請求件名4について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）上、司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき基準、規則、要領等の開示請求である。これらの基準、規則、要領等には、個別の捜査情報及び個人情報に含まれていないこと並びに麻薬取締員の実質的な服務規程であることから、これらの情報の開示は個別の犯罪捜査に支障とならない。

よって、全部開示の対象となる。

イ 反論書

この情報開示請求は、刑事訴訟法上、司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき基準、規則、要領等の開示請求である。一部開示の根拠は条例7条4号である。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）54条2項の規定により、東京都知事から麻薬取締員を命ぜられた者は、同条5項の規定により、刑事訴訟法上の規定による司法警察員として職務を行う。これは、刑事訴訟法190条（特別司法警察職員）の規定と連動する規定であり、その麻薬取締員は、法54条7項の規定により「小型武器を携帯し」、法58条（麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受）の規定により「何人からも麻薬を譲り受けることができる」など大きな権限を有している。

また、特別司法警察職員たる麻薬捜査員は、犯罪捜査を行うに当たり、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）を遵守することも求められている。規範3条（法令等の厳守）では、「警察法、刑事訴訟法その他の法令及び規則を厳守し」、同4条（合理捜査）では「証拠によって事案を明らかにし」、「基礎的捜査を徹底し、物的証拠を…あらゆる証拠の発見収集に努め」、「鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならない」とされ、規範7条（公訴、公判への配慮）では、「捜査は、それが刑事手続の一環」であり、「公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて、行わなければならない」とされている。

これらの事柄を踏まえて、一般司法警察職員と特別司法警察職員たる麻薬捜査員を比較すると、次のようになる。

（ア）一般司法警察職員

それぞれ、他の法律又は国家公安委員長若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、職務を行う（刑法、刑事訴訟法、規範等を遵守）。

（イ）特別司法警察職員たる麻薬捜査員

都道府県知事（以下「知事」という。）又は厚生労働大臣（以下「大臣」とい

う。)の指揮監督により職務を行う(刑法、刑事訴訟法、規範等その他薬物に関する法律等を遵守)。

この指揮監督系統の違いは、一般、特別それぞれの司法警察職員の権限にも大きな違いとなっている。それぞれの司法警察職員は、職務を行う上で刑法、刑事訴訟法、規範等共通に従うべき法令がある。

しかし、特別司法警察職員たる麻薬捜査員は、法58条の規定により、一般司法警察職員には付与されていない、いわゆる「おとり捜査」ができる権限を有している。その内容は殆ど知られていないが、その実施自体が犯罪とならないよう十分な監視が必要となる。我が国には、捜査機関を捜査する独立した捜査機関が存在しないため、都民(国民)が十分に監視することが必要となる。

都民(国民)が監視するためには、特別司法警察職員たる麻薬捜査員が従うべき基準、規則、要領等を広く開示することが必要となるので、条例7条4号の規定は、個別の捜査情報・個人情報等が記載されている情報を除いては開示すべきと思料される。

ウ 意見書

実施機関は弁明書において、「刑事訴訟法上司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき(中略)基準、規則、要領等には個別の捜査情報及び個人情報に含まれていないこと並びに麻薬取締員の実質的な服務規程であること」について、都が対象とした文書には個別の捜査情報及び個人情報は含まれていないため、「個別の捜査情報及び個人情報は含まれていない」という点は事実であるが、「東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱」の一部と「東京都麻薬取締員の〇〇に関する要領」の本文には条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当する内容が含まれていることから、実質的な服務規程であるとの主張する点については事実ではない旨主張しており、条例7条4号(犯罪の予防・捜査等情報)により一部開示することとしたと反論している。

処分庁である東京都知事は弁明書において、これらの非開示となる部分の非開示理由について、審査請求書における「実質的な服務規程」の部分のみを切り取り、これは事実ではないとしている。その上で、条例7条4項(犯罪の予防・捜査等)

に該当するとし、「件名の一部及び要領の本文について一部開示することとした」としている。

しかし、開示を求めているのは、個別情報及び個人情報に記載されていない麻薬取締員が従うべき基準、規則、要領等である。これについては、法58条のいわゆる「おとり捜査」の条文の規定があることから開示請求をするものである。

この条文は、刑事訴訟法189条に規定する一般司法警察職員には付与されていないもので、同法190条に規定する特別司法警察職員である麻薬捜査官及び麻薬取締員にのみ、法58条により特別な且つ強力な捜査権限として付与されている。

麻薬捜査官及び麻薬捜査員が行う、いわゆる「おとり捜査」の条文を適用した捜査及びそれと同時に行われる捜査が特殊な捜査であり、都民（国民）に重大な影響を与える、これらの捜査を都民（国民）が十分に監視する必要があることから、捜査の個別情報及び個人情報を含まない基準、規則、要領等は全部開示されなければ、都民（国民）が十分にこれらの捜査を監視することができない。

そのため、捜査の個別情報及び個人情報を含まない基準、規則、要領等について、全部開示を求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

弁明書及び理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 弁明書

審査請求人は、審査請求書において「刑事訴訟法上司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき（中略）基準、規則、要領等には個別の捜査情報及び個人情報は含まれていないこと並びに麻薬取締員の実質的な服務規程であること」と主張するところ、都が対象とした文書には、個別の捜査情報及び個人情報は含まれていないため、「個別の捜査情報及び個人情報は含まれていない」という点は事実であるが、「東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱」の一部と「東京都麻薬取締員の〇〇に関する要領」の本文には条例7条4号（犯罪の予防・捜査等情報）に該当する内容が含まれていることから、「実質的な服務規程である」というのは事実ではない。

これらの文書には、条例7条4号（犯罪の予防・捜査等情報）の内容が含まれていることから、件名の一部及び要領の本文について一部開示することとした。

(2) 理由説明書

ア 本処分は、条例7条4号及び8条の規定に基づき行われたものである。

イ 法は、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として定められている。麻薬の取締りに関する事務は、技術的な問題を含んでいるため、これに従事する職員は、専門的な知識を必要とされることから、法54条では、麻薬取締りに従事する職員を置くことを定め、東京都においては麻薬取締員を任命している。

ウ 麻薬取締員は、法54条2項に基づき都道府県職員のうちから任命され、法、大麻取締法（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）に違反する罪若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反する罪（医薬品医療機器等法83条の9、84条25号（医薬品医療機器等法第76条の7第1項及び第2項の規定に係る部分に限る。）及び26号、85条6号、9号及び10号、86条1項23号及び24号並びに87条13号（医薬品医療機器等法76条の8第1項の規定に係る部分に限る。）及び15号（以下この項において「83条の9等の規定」という。）並びに90条（83条の9等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治40年法律第45号）2編14章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員として職務を執行することとなっている。

エ 「東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱」（平成16年3月9日付23福保健薬第644号。以下「要綱」という。）について、取調べ状況報告書「取調べ欄」の一部については、取調べを行う場所についての具体的な記載があり、また、「東京都麻薬取締員の〇〇に関する要領」（以下「要領」という。）について、要領名の一部及び内容については、捜査に従事するために必要な事項が記載されており、それぞれ、

公にすることにより、犯罪の捜査の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果、今後の捜査に支障を及ぼす情報であり、条例7条4号に該当するため、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月26日	諮問
令和 元年10月 4日	新規概要説明（第202回第二部会）
令和 元年10月 7日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月30日	審議（第203回第二部会）
令和 元年11月22日	審議（第204回第二部会）
令和 元年11月25日	審査請求人から意見書收受
令和 元年12月23日	審議（第205回第二部会）
令和 2年 1月24日	審議（第206回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 麻薬取締官及び麻薬取締員について

法54条は、麻薬取締りに従事する職員を置くことを定めている。同条1項は、厚生労働省に麻薬取締官を置き、厚生労働省の職員のうちから大臣が命ずる旨規定さ

れ、同条2項は、知事が当該都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずる旨規定されている。

また、同条7項は、麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として職務を行うときに小型武器を携帯できる旨規定され、法58条は、麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、大臣の許可を受けて、何人からも麻薬を譲受することができる旨規定されている。

なお、司法警察職員について、刑事訴訟法189条は、警察官が法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行うことを定めており、同法190条は、特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲について定めている。

イ 東京都麻薬取締員に関する要綱等について

東京都では、東京都麻薬取締員が法54条5項に規定する麻薬及び覚せい剤犯罪の捜査を行うに当たって、被疑者を取り調べるために要綱を策定している。要綱17条1項は、被疑者等を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときに、当該取調べを行った日ごとに、速やかに取調べ状況報告書（要綱別記第1号様式）を作成する義務を定め、同条2項は、逮捕又は拘留により身柄を拘束されている被疑者等について、当該逮捕又は拘留の理由となっている犯罪事実以外の犯罪に係る被疑者供述書を作成したときに、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日ごとに、速やかに余罪関係報告書（要綱別記第2号様式）を作成する義務を定めている。

この他、かかる捜査に従事するために必要な事項を要領で定めている。

ウ 本件対象公文書及び非開示情報について

実施機関は、本件開示請求における各請求件名に対して、開示決定、非開示決定及び一部開示決定を行った。

このうち、別表における請求件名1については別途開示決定を行っており（審査請求対象外）、同表における請求件名2及び3については対象公文書1から3までをそれぞれ対象公文書とする非開示決定を別途行った（別途、諮問第1140号に

において審議)。

また、同表における請求件名4について、要綱(以下「本件対象公文書1」という。)及び要領(以下「本件対象公文書2」という。)をそれぞれ対象公文書として特定し、本件対象公文書1における取調べ状況報告書「取調べ欄」の一部(以下「本件非開示情報1」という。)及び本件対象公文書2における件名の一部(以下「本件非開示情報2」という。)並びに同要領の本文(以下「本件非開示情報3」という。)がそれぞれ条例7条4号に該当するとして、一部開示決定(以下「本件一部開示決定」という。)を行った。

エ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示情報該当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関の説明によると、本件対象公文書1は、東京都において東京都麻薬取締員が被疑者等に対して取調べを行うに当たって必要な事項を定めた要綱であり、本件非開示情報1には、東京都麻薬取締員が取調べを行う場合の具体的な場所が記載されているとのことである。

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、本件非開示情報1には、実施機関内における具体的な場所が予め記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報を公にすると、実際に東京都麻薬取締員が被疑者等に対して取調べを行う場所の位置や体制が明らかにされ、取調べの対象である被疑者等の逃走を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件非開示情報1を条例7条4号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

実施機関の説明によると、本件対象公文書 2 は、東京都麻薬取締員が捜査に従事するに当たり必要な事項を定めた要領であり、本件非開示情報 2 及び 3 は、捜査に従事するために必要な事項が詳細に記載されているとのことである。

審査会が本件対象公文書 2 を見分したところ、本件対象公文書 2 は法 54 条 7 項及び 8 項に基づき東京都麻薬取締員が携帯することができる小型武器について定めたものであり、本件非開示情報 2 には東京都麻薬取締員が携帯することができる小型武器の種類が、本件非開示情報 3 には当該小型武器の携帯及び使用方法等が記載されていることが確認された。

審査会が事務局をして実施機関に調査させたところ、麻薬取締官については麻薬取締官けん銃警棒等使用及び取扱規程(平成 5 年 4 月 14 日付厚生省訓令第 2 号)によりその使用及び取扱いが厚生省訓令により定められているが、麻薬取締員についてはこのような厚生労働省訓令その他通達等は確認できなかった。

審査会が検討したところ、このような状況においては、小型武器に係る基準及び規則並びに要領等に関する開示請求に係る開示決定等によって、東京都における小型武器の保有の有無や保有している小型武器の種類及び携帯並びに使用方法が明らかになることから、これらの非開示情報を公にすると、実際に東京都の麻薬取締員による捜査及び取締りが行われる際、被疑者等が麻薬取締員の小型武器の携行の有無等に応じて対処するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 を条例 7 条 4 号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

開示請求		決定種別	対象公文書	
1	請求件名			
1	<p>麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員の国籍等について</p> <p>(1) 平成24年度から平成28年度までの間に第54条第2項の規定により都知事から麻薬取締員を命ぜられた者の数(年度別の数)</p> <p>(2) 平成24年度から平成28年度の間第54条第2項の規定により麻薬取締員を命ぜられた者のうち、次の事項に該当する者の数等</p> <p>①外国籍の者(年度別、国籍別の数)</p> <p>②重国籍である者(年度別、重複する外国籍別の数)</p> <p>③帰化者である者(年度別、帰化前の国籍別の数)</p>	開示	-	-
2	<p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項の規定により東京都知事から麻薬取締員を命ぜられた者のうち、同法第56条第1項に該当する者の平成24年から平成28年度までの間の年度別の人数</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定により東京都知事が厚生労働大臣に協力を申請した麻薬捜査官の平成24年度から平成28年度までの年度別の人数</p>	非開示	1	麻薬及び向精神薬取締法第56条第1項の規定に基づく麻薬取締員の協力について
			2	麻薬及び向精神薬取締法第56条第2項の規定に基づく麻薬取締官の協力について

1	3	<p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法第59条第1号前段の、第54条第2項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用のうち、支弁の原資が税金（国税及び地方税）以外のものは存在するか。存在する場合は、平成24年度から平成28年度までの間の年度別、費目別の金額</p> <p>(2) 麻薬及び向精神薬取締法第59条第1号後段の、同法第56条第1項の規定により、都の区域外において麻薬取締員が行う職務に直接要する費用の、平成24年度から平成28年度までの間の年度別、道府県別の件数及び支弁額</p>		3	捜査協力に伴う管外出張について
	4	<p>(1) 刑事訴訟法上司法警察員たる麻薬取締員が職務を行うに当たり、従うべき基準、規則、要領等</p> <p>(2) 被疑者の容疑を確定させるために行われる各種検査（血液検査、尿検査、毛髪、爪、その他）の種類及びその分析方法等</p> <p>(3) 刑事訴訟法第223条第1項の規定により、被疑者以外の者の取調又は鑑識若しくは嘱託等により薬物捜査上の被疑者となる場合の基準、規則等</p> <p>(4) 薬物捜査により被疑事実が認められない場合、被疑者に対し、どのような手続がとられるのか</p>	一部開示	4	東京都麻薬取締員の取調べに関する要綱
				5	東京都麻薬取締員の〇〇に関する要領